

石川食品表示監視協議会設置要領

平成 2 0 年 4 月 3 0 日

石川食品表示監視協議会

1 趣旨

関係機関間の情報共有や連絡調整等による連携強化を通じて、適正な食品表示をするために必要な対応を迅速かつ円滑に実施することを目的として、石川食品表示監視協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成員等

(1) 構成員

協議会の構成員は、別紙 1 のとおりとする。ただし、協議会が必要であると認めるときは、構成員を追加することができる。

(2) 開催時期等

協議会は、年 2 回程度開催するものとする。ただし、緊急に情報共有・意見交換を行う場合等、必要と認める場合はこの限りではない。

(3) その他

協議会は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

3 協議事項

協議会においては、以下の事項について協議する。

- (1) 食品表示制度に係る情報共有に関すること。
- (2) 関係機関間の連絡調整の強化に関すること。
- (3) 問題のある事業者への措置等に係る対応に関すること。
- (4) 消費者、事業者等関係者に対する必要な情報の提供の強化に関すること。
- (5) その他食品表示の適正化を推進するために必要なこと。

4 庶務

協議会の庶務は、北陸農政局消費・安全部表示・規格課が処理する。

5 幹事会

幹事会は、協議会の運営を円滑に行うため、別紙 2 の構成員所属課の職員により構成し、必要に応じて開催する。

6 その他

前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、協議会が定める。

(別紙1)

石川食品表示監視協議会構成員

構成員

石川県

食品安全対策室次長（県民文化局県民生活課長 兼務）

食品安全対策室次長（健康福祉部薬事衛生課長 兼務）

食品安全対策室次長（農林水産部農業安全課長 兼務）

石川県警察本部

生活安全部 生活環境課長

金沢市

金沢市保健所 衛生指導課 食品安全対策室長心得

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

名古屋センター 表示指導課長

北陸農政局

消費・安全部 消費生活課長

消費・安全部 表示・規格課長

消費・安全部 安全管理課長

(別紙 2)

石川食品表示監視協議会幹事会一覧

構成員

石川県

県民文化局県民生活課 消費生活グループ専門員
健康福祉部薬事衛生課 食品衛生グループ主幹
農林水産部農業安全課 消費者対策グループ主幹

石川県警察本部

生活安全部 生活環境課 企画指導補佐

金沢市

金沢市保健所 衛生指導課 食品衛生担当課長補佐

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

名古屋センター 表示指導課 主任調査官

北陸農政局

消費・安全部 表示・規格課 統括表示・規格指導官
消費・安全部 安全管理課 課長補佐(畜水産安全)